

# 市長記者会見

◆と き：令和6年5月31日(金)

午後2時～

◆ところ：可児市役所5階全員協議会室

- 1 令和6年(2024年)第2回可児市議会定例会会期日程・・・・・・・・・・ P 1
- 2 令和6年(2024年)第2回可児市議会定例会提出議案説明書・・・・・・・・ P 2
- 3 令和6年度 6月補正予算の概要について・・・・・・・・・・ P 11

可児市市政企画部広報情報課

0574-62-1111 内線3323

6月開催予定日時

6月25日(火)午前10時～

# 令和6年(2024年)第2回可児市議会定例会(バラ議会) 会期日程

会期 25日間

月日	曜日	開始時間	内 容	備 考
5月20日	月		代表質問、一般質問受付開始(8:30)	
21日	火	9:00	正副委員長会議	
		13:00	総務企画委員会	※執行部の出席を求められることがあります。
22日	水			全国市議会議長会
23日	木	9:00	建設市民委員会	
		13:00	教育福祉委員会	※執行部の出席を求められることがあります。
24日	金		代表質問(大項目)締切(16:00)	可茂地域市町村議会議長会
25日	土			
26日	日			
27日	月		代表質問・一般質問締切(11:00)	一般質問最終執行部提出(14:00) ※代表質問・一般質問通告一覧表はとりまとめ後公表
28日	火		請願・陳情受付締切(正午)	招集告示 議運・全協打合せ(11:00)
29日	水	9:00	議会運営委員会	
		議運終了後	議会全員協議会	
		全協終了後	広聴部会	
30日	木			
31日	金			議案配布(8:30)
6月1日	土			
2日	日			水防訓練
3日	月			次第書打合せ(13:00)
4日	火	9:00	本会議(開会・提案)	9時から議場コンサート
		本会議終了後	広報部会	
5日	水	休会		
6日	木	〃		
7日	金	〃		
8日	土	〃		
9日	日	〃		
10日	月	〃	議案質疑、委員会質疑締切(正午)	
11日	火	〃		全国市長会
12日	水	〃		議運・全協・次第書打合せ(13:00) 全国市長会
13日	木	9:00	本会議(一般質問)	※全ての一般質問終了後、議案質疑及び議案付託を行います。
		本会議終了後	議会運営委員会	
		議運終了後	議会全員協議会	
14日	金	9:00	本会議(一般質問)	
15日	土	休会		
16日	日	〃		
17日	月	(9:00)	本会議(一般質問予備日)	
18日	火	9:00	予算決算委員会	
19日	水	9:00	総務企画委員会	
20日	木	9:00	建設市民委員会	
21日	金	9:00	教育福祉委員会	
22日	土	休会		
23日	日	〃		
24日	月	〃		
25日	火	〃		
26日	水	〃	討論締切(正午)	議運・全協打合せ(13:00)
27日	木	9:00	議会運営委員会	議運・次第書打合せ(全協終了後)
		議運終了後	議会全員協議会	
28日	金	9:00	本会議(委員長報告・採決・閉会)	
		本会議終了後	議会運営委員会	

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

可児市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(i) 改正趣旨及び概要

地方税法等の改正に伴い、改正するもの。

【市民税(定額減税)】

- ① 前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額から1万円に控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した額を控除する個人市民税の特別税額控除について、規定する。

関係条項/付則第7条の5～付則第7条の8

- ② 特別税額控除の対象となる「所得割の額」に係る読み替えを規定する。

関係条項/付則第8条、付則第18条～第20条、付則第22条、付則第23条、付則第24条～第24条の3

【固定資産税(わがまち特例)】

- ① 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定による特定バイオマス発電設備に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、課税標準となるべき価格の7分の6とする。

関係条項/新付則第10条の2第7項

- ② 特例措置の廃止に伴い、特定事業所内保育施設に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、課税標準となるべき価格の3分の1とする規定を削る。

関係条項/旧付則第10条の2第14項

- ③ 都市再生特別措置法の規定による滞在快適性等向上施設等に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、課税標準となるべき価格の2分の1とする。

関係条項/新付則第10条の2第16項

【固定資産税(家屋に係る減額措置)】

- ① 新築住宅等に対する固定資産税の減額措置について、認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅は、減額の適用がある旨の申告書の提出がない場合でも、申告書の提出期間内に管理者等から必要書類の提出があり、当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、減額を適用できる旨を規定する。

関係条項/新付則第10条の3第3項

【固定資産税(土地に係る特例)】

- ① 据置年度に地価が下落し、前年度の価格をそのまま用いることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合に、土地の価格を下落修正できる特例を令和7年度及び令和8年度においても継続する。

関係条項/付則第11条の2

- ② 令和6年度の固定資産の評価替えに伴い、土地に対して課する固定資産税の上昇幅を一定に抑える特例について、適用期間を3年間延長する。

関係条項/付則第12条、付則第13条

**【特別土地保有税】**

① 固定資産税の負担調整措置の継続に伴い、宅地等に係る特別土地保有税の課税の特例について、その適用期間を3年間延長する。

関係条項／付則第16条

(2) 改正内容

**【付則第7条の5～付則第7条の8】** 個人の市民税の特別税額控除について規定する。

**【付則第8条、付則第18条～第20条、付則第22条、付則第23条、付則第24条～第24条の3】** 特別税額控除の対象となる「所得割の額」に係る読み替えを規定する。

**【新付則第10条の2第7項】** 特定バイオマス発電設備に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を規定する。

**【新付則第10条の2第8項～第13項、付則第10条の2第15項】** 地方税法の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

**【旧付則第10条の2第14項】** 特例措置の廃止に伴い、特定事業所内保育施設の課税標準の特例に係る規定を削る。

**【新付則第10条の2第16項】** 滞在快適性等向上施設等に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を規定する。

**【新付則第10条の3第3項】** 認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅の固定資産税の減額について、手続きの特例を規定する。

**【新付則第10条の3第9項～第14項】** 地方税法施行規則の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

**【付則第11条の2】** 土地の価格を下落修正できる特例を令和7年度及び令和8年度においても継続する。

**【付則第12条、付則第13条】** 土地に対して課する固定資産税の特例の適用期間を3年間延長する。

**【付則第16条】** 宅地等に係る特別土地保有税の課税の特例の適用期間を3年間延長する。

(3) 施行日／令和6年4月1日

---

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨

租税特別措置法等の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

**【第2条第1項】** 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設又は増設した場合に、当該設備等に対して課する固定資産税を減額する不均一課税制度について、適用期限を2年延長する。

(3) 施行日／令和6年4月1日

#### 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨

地方税法の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【旧付則第1条の2】特例措置の廃止に伴い、特定事業所内保育施設に対して課する都市計画税の課税標準の特例割合を、課税標準となるべき価格の3分の1とする規定を削る。

【新付則第1条の3】都市再生特別措置法の規定による滞在快適性等向上施設等に対して課する都市計画税の課税標準の特例割合を、課税標準となるべき価格の2分の1とする。

【付則第2条～付則第7条】令和6年度の固定資産の評価替えに伴い、土地に対して課する都市計画税の上昇幅を一定に抑える特例について、適用期間を3年間延長する。

【付則第9条】地方税法の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

(3) 施行日／令和6年4月1日

---

#### 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨

地方税法施行令の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第3条第3項、第23条第1項】後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を24万円（現行22万円）に引き上げる。

【第23条第1項第2号、第3号】国民健康保険税の軽減措置について、軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗じる金額を、5割軽減の対象となる世帯にあっては29万5千円（現行29万円）に、2割軽減の対象となる世帯にあっては54万5千円（現行53万5千円）に引き上げる。

(3) 施行日／令和6年4月1日

---

#### 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第2条】個人情報、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義を追加する。

【第4条】情報連携できる事務を定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が削られ、その内容は主務省令で定めるとされたため、引用条項等を改める。

(3) 施行日／令和6年5月27日

---

議案第44号 令和6年度可児市一般会計補正予算（第1号）について

議案第45号 令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）について

---

議案第46号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

地方税法等の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第20条の5】公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について、寄附金控除の対象とする。

【第35条、第49条、第109条の3】職権による減免を可能とするよう規定を追加する。

【第41条の2】私立学校法の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

【付則第4条の3】公益法人等に係る市民税の課税の特例に関し、課税標準の計算に係る規定を削除する。

(3) 施行日／公布の日

第41条の2の改正規定は、令和7年4月1日

第20条の5第1項の改正規定及び付則第4条の3を削る改正規定並びに附則第2条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

---

議案第47号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第29条、第31条、第44条、第47条】満3歳児の保育を行う保育士及び保育従事者の

配置基準を20対1から15対1に、満4歳以上児の保育を行う保育士及び保育従事者の配置基準を30対1から25対1に改める。

【附則第2項】保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の配置基準によることを認める経過措置を規定する。

(3) 施行日／公布の日

---

議案第48号 可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、空家等に対する措置等を強化するよう規定が改められたことに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【全体】条例において使用する用語の意義を法において使用する用語の例によることとするため、「空き家等」を「空家等」に改める。

【第2条、旧第6条～第11条、第13条～第15条、第18条】空家等対策の推進に関する特別措置法で規定された定義及び措置と重複する規定等を削る。

【第3条、第4条】市及び空家等の所有者等の責務に係る規定について、空家等対策の推進に関する特別措置法の例によるように改める。

【第5条】適切な管理がされていない状態の空家等がある場合に市民等が空家等の情報を提供できる旨の規定について、情報提供を努力義務とする規定に改める。

【新第6条】緊急安全措置について、措置を講ずるための要件及び費用徴収に係る規定を改める。

【新第7条、新第8条】空家等対策協議会及び空家等審議会の名称等を改める。

(3) 施行日／公布の日

---

議案第49号 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

都市計画法に基づき可児御嵩インターチェンジ工業団地地区計画を決定したことに伴い、建築基準法の規定による地区整備計画が定められた区域内の建築物の用途制限について規定するため、改正するもの。

(2) 改正内容

【第3条】条例を適用する区域に、可児御嵩インターチェンジ工業団地地区整備計画区域を追加する。

【別表第1】可児御嵩インターチェンジ工業団地地区整備計画区域の建築物の用途制限について規定する。

(3) 施行日／公布の日

議案第50号 請負契約の変更について

令和5年9月7日議決による可児市運動公園グラウンド造成工事の請負契約（令和5年議案第75号）の契約金額を変更するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

（変更前）205,062,000円→（変更後）232,392,600円

---

議案第51号 財産の取得について

移動式排水ポンプを取得するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

（方 法） 指名競争入札

（取得価格） 44,990,000円

（相手方） 岐阜市金園町三丁目25番地

株式会社ウスイ消防 代表取締役 臼井 潔

---

議案第52号 財産の取得について

消防ポンプ自動車を取得するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

（方 法） 指名競争入札

（取得価格） 24,530,000円

（相手方） 岐阜市金園町三丁目25番地

株式会社ウスイ消防 代表取締役 臼井 潔

---

議案第53号 財産の処分について

工場用地として、可児御嵩インターチェンジ工業団地の土地を譲渡するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

（所在地等） 可児市あけち3番 16,676.52㎡

（相手方） 可児市姫ヶ丘二丁目14番地

岐阜・大成化工株式会社 代表取締役 白石 保行

（契約方法） 公募選定による随意契約

（譲渡価格） 575,339,940円

---

議案第54号 字区域等の変更について

可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業地内の字区域及び名称を変更するもの。

【地方自治法第260条第1項】

大 字	字	変更後の字区域の名称
柿田	稲垣の一部	あけち
	六ノ坪の一部	

---

議案第55号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について

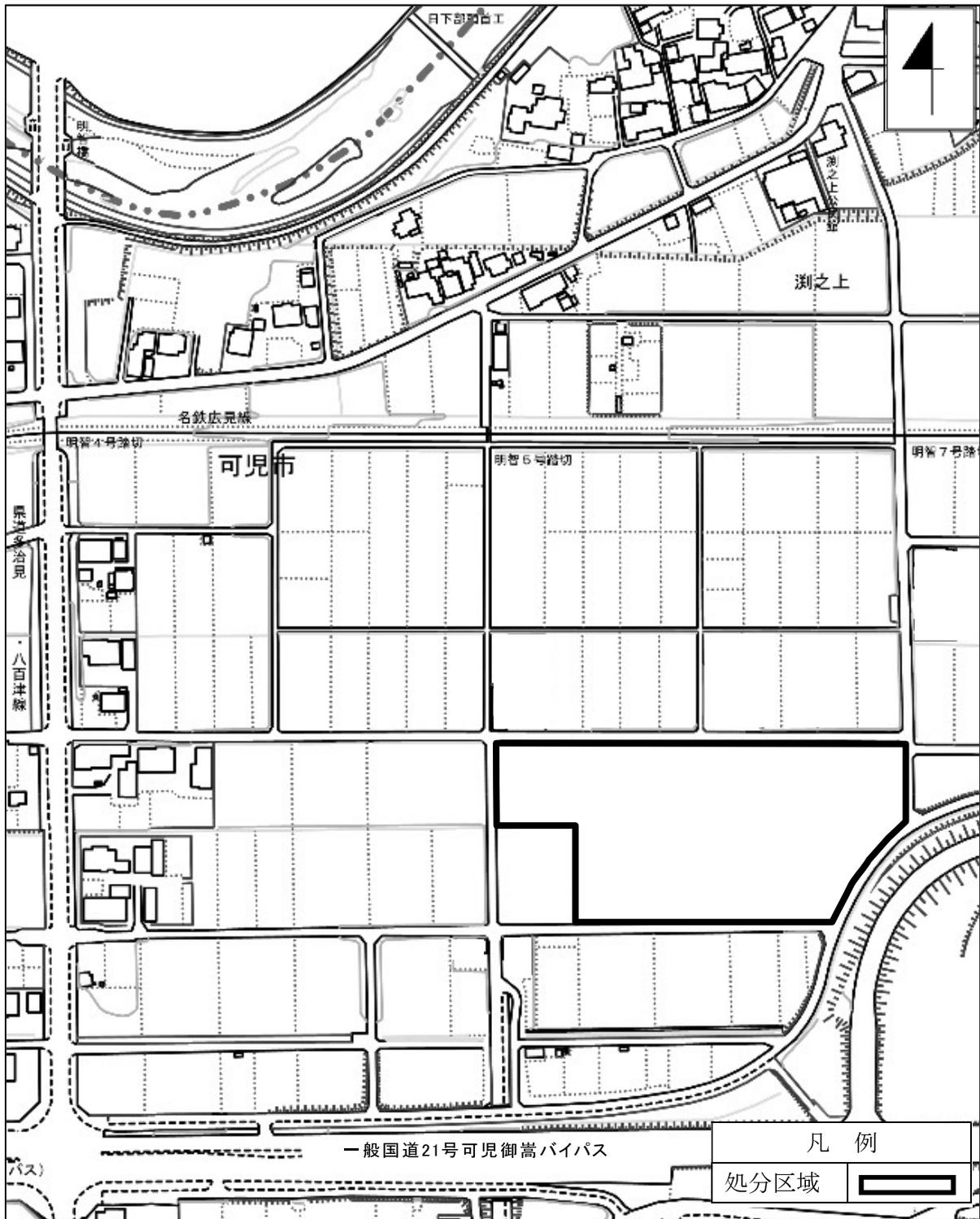
岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更を協議するため、議会の議決を求めるもの。【地方自治法第291条の3第1項・第291条の11】

---

○提出議案数／承認 5 予算 2 条例 4 契約 1 その他 5 合計17

財産の処分  
(処分位置図)

議案第53号関係



字区域等の変更  
(変更区域図)

議案第54号関係



令和 6 年度 6 月補正予算の概要 [第 2 回市議会定例会 (6/4) 提出]

1 総括表

会 計 名	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
一 般 会 計	34,940,000 千円	630,000 千円	35,570,000 千円	第 1 号
可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計	317,800 千円	575,000 千円	892,800 千円	第 1 号
総 計	62,848,600 千円	1,205,000 千円	64,053,600 千円	

2 一般会計の主な内容

【歳入】

- (1) 国庫支出金 380,750 千円
  - ① 児童手当負担金 (189,700千円)
  - ② 児童手当制度改正実施円滑化事業補助金 (子ども・子育て支援交付金) (3,000千円)
  - ③ 新型コロナワクチン予防接種助成金 (120,350千円)
  - ④ 市道改良事業交付金 (防災・安全交付金) (67,700千円)
  
- (2) 県支出金 40,650 千円
  - ① 児童手当負担金
  
- (3) 繰入金 153,000 千円
  - ① 財政調整基金繰入金
  
- (4) 市債 55,600 千円
  - ① 市道改良事業債

## 【歳出】

(1) 人事管理一般経費	3,000 千円
・ 能登半島地震における被災地支援のため、職員を派遣するための費用及び児童手当制度改正等に伴うシステム改修の費用を追加するための補正。	
(2) 児童手当事業	274,000 千円
・ 児童手当制度改正に伴い、扶助費や対応に必要な事務費を増額するための補正。	
(3) 予防接種事業	203,000 千円
・ 新型コロナワクチン予防接種（定期接種）に係る費用を追加するための補正。	
(4) 道路維持事業	150,000 千円
・ 市道の舗装の劣化状況が激しく早急な舗装修繕を行う必要があること及び歩道橋耐震化工事において、工法の変更が必要となったことにより工事費を増額するための補正。	

## 【債務負担行為】

・ 公立保育園給食業務（令和7年度～令和11年度）	340,000 千円
・ 公立幼稚園給食業務（令和7年度～令和11年度）	61,000 千円
・ 公立小中学校給食業務（令和7年度～令和11年度）	2,200,000 千円

## ☆参考 財政調整基金の状況

区 分	金 額	備 考
令和5年度末 現在高	9,446,836 千円	
令和6年度 取崩額	1,183,000 千円	当初予算 1,030,000千円、6月補正 153,000千円
令和6年度 積立額	37,000 千円	利子 37,000千円
令和6年度末 現在高見込み	8,300,836 千円	前年度末との差額 △ 1,146,000 千円

## 3 可児市可児御嵩インターフェース工業団地開発事業特別会計

### 【歳入】

(1) 財産収入	575,000 千円
① 土地売却収入	

### 【歳出】

(1) 予備費	575,000 千円
① 予備費	